

行方市地域結婚支援者 『チームOSK』が、あなたの “結婚” 応援します！

政策秘書課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

市では、若者が抱える恋愛や結婚に関する悩み等の相談に対応できる「おせっかい役」を復活させました。

その名も「行方市結婚支援者等『チームOSK』おせっかいの略」！

“行方らしさ”のある、寄り添った結婚支援活動を行います。

チームOSKに相談したい方は、お気軽にご連絡ください。お待ちしております。

【問い合わせ】

〒311-3892

行方市麻生1561-9 行方市市長

公室政策秘書課まちづくりグループ

☎ 0299（72）0811

FAX 0299（72）2174



難病患者福祉見舞金支給制度

（平成27年度分）

社会福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

市では、難病患者に対して、難病患者とその家族の労苦を見舞うとともに、福祉の増進を図るために「難病患者福祉見舞金」を支給します。

平成27年度も支給対象になる方は、申請をしてください。

対象者

行方市に住所を有する方で、茨城県

から交付された「一般特定疾患医療受給者証」または、「特定疾患登録証」

をお持ちの方

見舞金額 年額 2万円

申請期間 9月1日（火）～10月30日（金）

必要書類

①「一般特定疾患医療受給者証」または「特定疾患登録証」

②難病患者本人の預金通帳

③印鑑



行方市認知症徘徊高齢者対応 ネットワーク体制について

介護福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

市内において認知症徘徊高齢者が見られるようになったため、高齢者への日常生活におけるさりげない見守りや、所在が不明になった方を速やかに発見・保護し、その後の生活を側面的に支援していく地域づくりを目指し、行方市認知症徘徊高齢者対応ネットワークを作ります。

家族の了解のもと、消防署、介護福祉施設、タクシー会社などの協力機関にファックス等により所在不明者情報を送り、いち早く発見できるよう協力を依頼します。

また、徘徊の見られる高齢者の方を事前に登録しておくことで、緊急事態に備えることができます。

詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

介護福祉課高齢福祉グループ（玉造庁舎）

☎0299（55）0111



デング熱に注意しましょう！

茨城県保健福祉部保健予防課

☎029（301）3219

デング熱は、デングウイルスによる感染症で、ウイルスを保有する蚊に刺されることによりヒトに感染します。蚊に刺されないことが最も重要な予防法になります。

木陰や藪など、蚊の発生しやすい場所に立ち入る際には、長袖の服を着用して肌の露出を少なくしたり、虫除け剤を使用して、蚊に刺されないように注意しましょう。

また、蚊を増やさないために、蚊の幼虫の発生源となる水が溜まる場所（植木鉢の水受け皿、外置きのパケツやジョウロ、空き缶や空き瓶の中など）を作らないよう心がけましょう。

蚊に刺されて突然の発熱（38度以上）、関節痛、発疹等の症状がみられたときは、医療機関を受診してください。



行方市農業委員会委員

一般選挙のお知らせ

行方市選挙管理委員会（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

【投票日】

8月24日（月）午前7時～午後6時

【定数】選挙区ごとに定められた人数
を選挙します（定数を超えた選挙区のみ投票を行います）。

選挙区	区域	選挙すべき委員の定数
第1選挙区	麻生地区	8人
第2選挙区	北浦地区	8人
第3選挙区	玉造地区	8人

【投票できる方】

平成27年3月31日に確定した「行方市農業委員会委員選挙人名簿」に登録されていることが必要です。なお、選挙当日に次の要件を満たしていなければ投票できません。

- ①行方市に住所のある方
- ②イ、10アール以上の農地を耕作している方

ロ、イと同居の親族または配偶者で年間概ね60日以上耕作に従事している方
※投票できる方には、入場券を8月18日にはがきで郵送します。ただし、無投票となった選挙区の方には郵送しません。

【投票所】

市内19カ所

麻生地区、北浦地区は通常の選挙と同じ投票所ですが、玉造地区は一部異なりますので、ご注意ください。

○榎本地区農民研修センターで投票されていた方↓緑ヶ丘地区の方は玉造庁舎、それ以外の方は現原地区学習センター

○浜地区学習センターおよび羽生地区学習センターで投票されていた方↓八木地区学習センター

○玉造公民館で投票されていた方↓玉造庁舎

※郵送される投票所入場券を確認して、指定された投票所で投票してください。

【期日前投票】

投票日に投票所へ行くことができない方は、期日前投票をご利用ください。
期 間…8月18日（火）～8月23日（日）
時 間…午前8時30分～午後8時
投票所…

第1選挙区（麻生地区）・・・市役所
麻生庁舎ロビー

第2選挙区（北浦地区）・・・市役所
北浦庁舎第4会議室

第3選挙区（玉造地区）・・・市役所
玉造庁舎ロビー

※選挙区ごとに投票所が分かりますので、ご注意ください。

【開票】

8月24日（月）午後7時30分から市

役所北浦庁舎第1会議室で行います。

立候補を予定している方へ

◆立候補届出書類事前審査

8月10日（月）午前9時～午後4時
（正午～午後1時を除く）

行方市役所麻生庁舎別棟会議室

◆立候補届出の受付

8月17日（月）午前8時30分～午後5時

行方市麻生保健センター

※参議院において（衆議院は通過）、農業委員の公選制を廃止し、市町村長の任命制とする内容の法案が審議されています。告示日前にこの法案が公布された場合、この選挙は行いません。

知的障害者相談日のお知らせ

社会福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

知的障害者の巡回相談が次の日程で行われます。

日 時 9月7日（月）受付…午前10時～午後4時

場 所 玉造保健センター

申込方法 茨城県福祉相談センター

（☎029・221・4150）または

社会福祉課障害福祉グループまで電話でお申し込みください。相談される場合には、必ず予約をしてください。

クリーンスタッフ講習

受講者募集

行方市シルバー人材センター

☎0299（80）6818

この講習会は、厚生労働省茨城労働局の委託を受けて実施するもので、高齢者の雇用・就職を支援します。講習終了後、求人企業と面接会を開催します。

期 日 9月8日（火）～17日（木）

（土・日・月を除く7日間）

時 間 午前9時30分～午後4時30分

会 場 グリーンパレス石岡（石岡市茨城3・16・20）

講習内容 オフィスなどのビルクリーニングの基礎知識と技能を習得します。

対象者

- ①就職を希望する55歳以上のシニアの方
- ②公共職業安定所に求職登録し「ハローワークカード」をお持ちの方
- ③近隣市町在住で公共職業安定所に求職登録し「ハローワークカード」をお持ちの方
- ④趣味・教養のための申し込みでない方

定 員

20名 受講料 無料

申込方法 シルバー人材センター窓口にて所定の申込書で受付

募集締切 8月31日（月）

※延長の場合あり。詳しくはお問い合わせください。

不動産取得税の減額について

茨城県行方県税事務所 課税第二課

☎0299(72)0773

住宅用土地を取得した日から2年(平成16年4月1日から平成28年3月31日までに土地を取得した場合は3年)以内に住宅を新築した場合や、土地取得後1年以内に中古住宅を取得した場合で、一定の要件を満たしていれば、その土地に係る不動産取得税が減額・還付されます。

この減額は、申請により適用となりますので、土地の不動産取得税を既に納められた方で、申請のお済みでない場合は、早めに申請していただくようお願いいたします(申請期限…家屋完成後5年以内)。

このほか、東日本大震災等で被災し、代替不動産を取得した場合につきましても、一定の要件のもとで不動産取得税が軽減される場合があります。

詳しくは、お問い合わせください。

■茨城県税務課ホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/somu/zeimu/index.html>

【問い合わせ】

茨城県行方県税事務所 課税第二課

☎0299(72)0773

行方市版事業レビューを開催します

総合戦略課(麻生保健センター内)

☎0299(72)0811

市では、さらなる行財政改革を推進するため、「選択」と「集中」による事業見直しの一環として、市が行う事業の必要性や実施主体について公開の場で議論する「行方市版事業レビュー」を実施します。

事業レビューは、どなたでも見学することができまので、ぜひ会場にお越しください。

期 日 9月5日(土)

場 所 レイクエコー(行方市宇崎1389)

※事前予約は不要です。詳細は、市ホームページをご覧ください。



今年の10月からマイナンバー(個人番号)が通知されます

マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。社会保障・税・災害対策の分野で個人の情報を適切かつ効率的に管理するために活用されます。

10月から、マイナンバーをお知らせするために、マイナンバー・氏名・生年月日・性別が記載された通知カードが、行方市に住民票を有する全ての方に送付されます。

来年の1月からは、希望者に顔写真付きの個人番号カードが交付されます。マイナンバー・氏名・住所・生年月日・性別などが記載され、写真も表示されるので、本人確認書類としても利用できます。

※「通知カード」は大切な書類ですので、なくさないように十分ご注意ください。

※正確な住所に通知カードをお届けするため、引っ越し等の際は住所変更の届出を行ってください。

お問い合わせは、マイナンバーコールセンター(ナビダイヤル)へ

【日本語窓口】 ☎0570(20)0178

【外国語窓口】 ☎0570(20)0291

(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)

受付時間：月～金 午前9時30分～午後5時30分(土日祝、12/29～1/3を除く)

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

マイナンバー社会保障・税番号制度 専用ホームページ

マイナンバー

検索



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

個人番号カードのイメージ



一行方市に新たに定住する方を支援します!

【定住応援助成金】

内 容 定住を目的に、本市内に新たに土地・住宅を取得して居住を始められる方に対して、予算の範囲内で助成金を交付する制度です。申請は登記後（90日以内）に行います。

※ここでいう「土地」は、本人またはその家族が所有し、現に居住している宅地（一画地や道路を挟んだ宅地なども含む。）は除きます。

- 助成金額**
- ①住宅等取得助成として、土地・住宅の取得価格の1%（上限20万円）
 - ②子育て助成として、子ども1人につき5万円（16歳未満の子）
 - ③Uターン、Iターン助成として、1世帯につき5万円

- 対象要件**
- 助成金の交付申請時点で、定住する世帯に満20歳以上満45歳以下の夫婦が含まれていること。
 - 世帯に本市の市税または税外収入金を滞納している者がいないこと。
 - 省エネ住宅ポイント制度とは併用できません。

※その他詳しい要件についてはお問い合わせください。

《例：新築で取得価格が2,500万円の住宅に居住を始める場合》

ケース	夫婦+子供1人	夫婦+子供3人	夫婦+子供3人 就業に伴う市外からのUターン
補助額	25万円	35万円	40万円

人口減少、特に若者の「行方離れ」に歯止めをかけるための施策のひとつとして、実施しています!

税金のお知らせ

今日の税金

- 市県民税 第2期
- 国民健康保険税 第2期
- 納付期限（口座振替日）は
8月31日です。

不動産公売のご案内

差押不動産の入札による公売を実施します。買受を希望する方は、下記の内容をよくご確認の上、入札してください。また、詳細は、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページでご覧いただけます。

- 公売期日 9月10日（木）
- 受付 午後0時50分 ■入札説明 午後1時
- 入札開始 午後1時20分 ■入札終了 午後2時
- 場 所 麻生保健センター（行方市役所麻生庁舎隣）
- 執行機関 行方市

■公売対象不動産

区分	所在	地番	地目	地籍(m ²)	見積金額(円)	公売保証金(円)
15-1	小貫字居下 小貫字新田後	191番	雑種地 田（現況非農地*）	1438	2,200,000	220,000
		192番		2407		
15-2	羽生字塚前	1778番3	山林	648	190,000	20,000

*非農地のため「買受適格証明書」は不要です。
*詳細は「公売広報」をご覧ください。

- 公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることができない方は参加できません。
- 市では、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、全て買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。
- 公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

浄化槽をお使いの皆さまへ

【問い合わせ】 下水道課（玉造庁舎）

TEL0299-55-0111

茨城県生活環境部環境対策課 TEL029-301-2966

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と定期検査（法定検査）が必要であり、法律により実施が義務付けられています。適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう、皆さまのご協力をお願いします。

保守点検

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。
また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

清 掃

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上（全ばっ気方式は6カ月に1回以上）行う必要があります。
- 市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8カ月以内に行う必要があります、その後は毎年1回受ける必要があります。
- 県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会（TEL 029-291-4004）に申し込みをしてください。
- 法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された「水質保全監視員」が受検指導に伺う場合があります。

一括契約システム

- 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」があります。大変便利なシステムですので、ぜひご利用ください。
- 現在契約されている保守点検業者、清掃業者または（公社）茨城県水質保全協会（TEL 029-291-4004）に申し込みをしてください。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

- 単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水は、そのまま放流されてしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、汚れの量をおよそ1/8に減らせます。
- 身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。
- 市では、浄化槽の設置について、戸別浄化槽整備事業を実施しています。
この事業は、個人より分担金および使用料をいただき、市が浄化槽を設置・管理し、適正な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るものです。詳しくは、次ページをご覧ください。



平成 27 年度 戸別浄化槽整備事業について

【問い合わせ】

下水道課施設整備 G（玉造庁舎）

TEL 0299 - 55 - 0111

戸別浄化槽整備事業とは・・・

この事業は、個人より分担金および毎月の使用料をいただき、市が浄化槽を設置・管理し、適正な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るものです。

対象地域は・・・

麻生・玉造地区の公共下水道認可区域および農業用集落排水事業区域を除く市内全域

◆加入分担金および使用料

住宅延床面積	浄化槽の大きさ	分担金	使用料（税別）
140㎡未満	5 人槽	110,000 円	3,800 円
140㎡以上	7 人槽	140,000 円	4,000 円
2 世帯住宅	10 人槽	190,000 円	5,100 円

◆浄化槽の規格

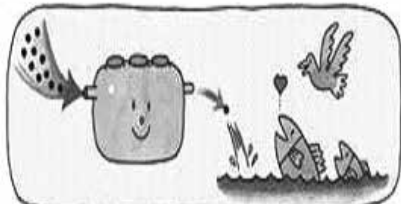
高度処理型合併浄化槽 窒素・リン除去タイプ
(BOD10mg/ℓ以下、総窒素量 10mg/ℓ以下、リン 1 mg/ℓ以下)

設置希望の方は・・・

- ①下水道課に直接来ていただくか、お電話で一度ご相談ください。詳しい内容と申請方法について、説明させていただきます。
- ②希望時期の遅くとも 2 カ月前までにはお申し込みください。また、**浄化槽の設置基数には制限があります**ので早めのご検討をお勧めします。

◆浄化槽設置工事と維持管理における負担および管理区分

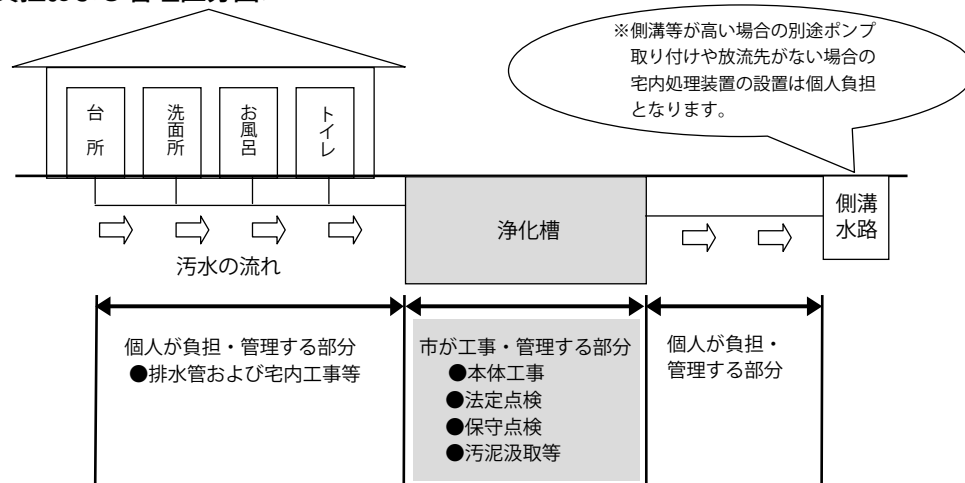
◎設置工事に係る市および個人の負担区分

市が実施する部分	個人が実施する部分
①浄化槽本体設置工事（ブロワ含む）標準 ②浄化槽本体工事に係る附帯工事 	①配管工事→市指定工事店へ依頼してください。 ②宅内設備の改造や改築 ③工事の支障となる物の撤去、移転、復旧など ④既設浄化槽等の撤去 ⑤屋外コンセント設置工事 ⑥駐車場タイプにする場合の補強工事 ⑦処理水を道路側溝等へ放流する際の道路管理者等への許可申請 ※単独浄化槽からの転換の場合、既設浄化槽の撤去費および配管工事費に対する補助制度があります（ただし、確認申請を伴う新築・改築等は除く）。 補助額 150,000 円

◎維持管理に係る市および個人の負担区分

市が負担する部分	個人が負担する部分
①法定検査（年 1 回）および保守点検（年 3 回）に要する費用 ②汲取りおよび清掃（年 1 回）に要する費用 ③修繕費用（ただし、個人が浄化槽を破損した場合には個人負担となります。）	①浄化槽使用料 ②電気料（本体およびブロワに係る電気料） ③清掃に要する水道使用料

<負担および管理区分図>





スマート国勢調査！



平成 27 年国勢調査を実施します

～日本の最新の実態を明らかにする大切な調査です～

● 何のために調査するの？

平成 27 年国勢調査は、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施いたします。調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など私たちの暮らしのために役立てられます。

● すべての人・世帯が対象です

国勢調査は、平成 27 年 10 月 1 日現在日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。
3 ヶ月以上日本に住んでいる（住む予定の）外国人も調査対象となります。

● 個人情報は厳格に保護されます

統計法によって、厳格な個人情報が定められています。国勢調査に従事するものには「統計法」による守秘義務が課せられます。

● 回答方法を選べます

- ① インターネット回答
- ② 調査員に直接提出
- ③ 郵送提出

※9月10日から調査員がインターネット回答のための書類をお配りします。
インターネットでの回答は簡単便利、期間内ならば何度でも訂正できます。

国勢調査については、「国勢調査 2015 キャンペーンサイト」をご覧ください。

<http://kokusei2015.stat.go.jp/>

国勢調査 2015

検索



国勢調査
2015

あなたの回答が、行方市の未来をつくれます。

◎高齢受給者証

◆対象となる方

平成 27 年 8 月 1 日時点で 70 歳から 74 歳の方

◆発送時期

7 月下旬に新しい高齢受給者証（水色のカード）を郵送しましたので、ご確認ください。

◆窓口での負担割合（70 歳から 74 歳の方）

区 分	負担割合
①昭和 19 年 4 月 2 日以降に生まれた方	2 割
②昭和 19 年 4 月 1 日以前に生まれた方	1 割（特例措置による）
①・②とも一定以上の所得の方	3 割

◆注意点

- ・新しい負担割合は、平成 26 年中の所得をもとにして判定したものです。
- ・3 割の負担の方で、平成 26 年中の収入が一定の基準より少ない場合、申請により判定が変わる場合があります。

◎限度額適用・標準負担額減額認定証

入院・外来ともに医療費が高額になる場合にこの認定証を提示することで、世帯の限度額までの窓口負担となります。

◆対象となる方

- ・70 歳未満の方（後期高齢者医療の方を除く）で、入院や高額な外来診療のために必要な方
- ・70 歳～74 歳の方で住民税非課税世帯の方

◆更新の手続き

新たに申請が必要となります。

また、70 歳～74 歳の方で住民税非課税世帯に該当する方には、「高齢受給者証」とともに申請書を同封しましたので、必ず市役所窓口にて手続きしてください。

（申請場所：玉造庁舎 国保年金課、麻生・北浦庁舎 総合窓口室）

◆注意点

- ・世帯に申告をしていない方がいると「上位所得者」扱いとなる場合がありますので、必ず申告を済ませてください。
- ・国保税を滞納されている世帯は交付されませんのでご注意ください。

◎特定疾病療養受療証

◆対象となる方

現在、特定疾病療養受療証を使って治療を受けている方

◆発送時期

7 月下旬に新しい受療証を郵送しましたので、ご確認ください。

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111



LET'S GO! NAMEGATA CAMPAIGN

行ってみよう!
なめがた
キャンペーン



市では、市外から、より多くの方々に本市に訪れていただくことを目的とした「行ってみよう! なめがたキャンペーン」を実施しています。市内、市外の方々による SNS (フェイスブック、ツイッター、ブログ、Youtube 等) を通じて、行方市の観光資源 (食事処、歴史文化遺産、各施設等) に関する PR をお願いします。

【ご注意】

- ・実際に訪れた場所やお食事内容など、内容を具体的に記述してください。
- ・個人等への誹謗中傷、施設への断定的批判及び不適切な表現等の判断につきましては、市の判断により、応募対象外とさせていただきます。
- ・各施設等への悪影響を及ぼす内容や確認が困難なものについての記述はご遠慮願います。



ABOUT
行ってみよう!
なめがた
キャンペーンとは

フェイスブック、ツイッター等の
クチコミを使って“行方市の魅力”を
伝えてください。

行方市にお越しいただき実際に体験した「楽しい! おいしい!」などの情報を、SNS (フェイスブック、ツイッター等) を通じて、PR 投稿を行ってください。投稿後、下記の応募期間内に、下記の二次元コードもしくは URL より応募フォームにアクセスし、確認可能な SNS の URL を送信ください。抽選で合計 60 名様の方に 5,000 円分の QUO カードをプレゼントいたします。

■ キャンペーン URL

<http://www.city.namegata.ibaraki.jp/pr/>

応募
期間

第1期間	2015年1月7日 ~ 2015年2月28日
第2期間	2015年4月6日 ~ 2015年5月31日
第3期間	2015年7月6日 ~ 2015年8月31日



※プレゼント発表者につきましては、行方市公式ホームページにて発表させていただきます。

プレゼントで発送するクオカードの破損及び紛失については、保証いたしかねますのでご了承ください。